**平成２３年（フ）第４０６０号**
東京都練馬区石神井町１丁目21―41―202
破産者　江口　頼美（旧姓大坂）
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４０８９号**
埼玉県春日部市緑町３丁目３―27
破産者　加藤　哲子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４０９３号**
東京都板橋区志村３丁目24番３号
破産者　有限会社膳ぜん
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４０９４号**
東京都板橋区蓮根１丁目８―11
破産者　清水　玲奈（旧姓岩間）
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４１１１号**
埼玉県坂戸市芦山町６―13―205、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸24―９
破産者　押元　秀徳
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４２０９号**
東京都足立区古千谷本町２丁目２―17―203
破産者　長場　　茂
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４２１０号**
東京都足立区古千谷本町２丁目２―17―203
破産者　長場るみ子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４３１９号**
東京都板橋区成増５丁目５－２―201
破産者　村松かつ子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４３６８号**
東京都武蔵村山市榎３丁目65―２　プリムベールⅡ201
破産者　池田義邦こと　金　　赫洙
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４３７３号**
埼玉県川口市大字木曽呂498―５　クレール８―102
破産者　山崎　　誠
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４４０８号**
埼玉県所沢市大字下安松1578―１
破産者　松永　彰夫
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４５７９号**
神奈川県海老名市杉久保南１丁目17―１―203、開始決定時の住所神奈川県海老名市中新田１丁目14―Ａ―606
破産者　星　　玲子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５５６９号**
神奈川県藤沢市大庭5109―１
破産者　鈴木　晶子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５９１５号**
東京都練馬区豊玉北６丁目13―11―807、開始決定時の住所東京都荒川区東日暮里４丁目33―10―５Ｆ
破産者　鄭　　朋恵
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５９１６号**
東京都練馬区豊玉北６丁目13―11―807、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区前里町３―81―２―２―610
破産者　李　　判秀
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５９１７号**
東京都練馬区豊玉北６丁目13―11―702、開始決定時の住所東京都荒川区東日暮里４―33―10―５Ｆ
破産者　鄭　　至徹
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６０３４号**
東京都中央区築地２丁目14番２号
破産者　株式会社ティーアールエス
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６１３１号**
東京都新宿区新宿５丁目１番15号　新宿MMビル
破産者　株式会社シイエステイ
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６１３２号**
神奈川県三浦郡葉山町一色2511―97―201
破産者　荘　　肇隆
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６１４８号**
東京都墨田区立花６丁目６番８号
破産者　有限会社我妻研磨工業所
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６１５８号**
東京都葛飾区亀有３丁目40番１号
破産者　株式会社タクト・シグマ
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部